

公告第10号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた河合農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月15日

河合町長 清原 和人

変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所

河合町役場 まちづくり推進部 地域活性課

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号